



新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる県内中小企業者等の皆様の、今後の事業活動に資する人材育成、働き方改革、新たな販路の開拓等の取組に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助します。

募集要項

受付期間	令和2年4月1日（水）から令和2年5月29日（金） 17時まで（土・日曜日および祝日は除く） ※先着順となっており、予算の範囲を超える申請があった場合等、受付期間内でも受付を終了します。
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業者等のみなさま
対象となる事業	交付決定の日から令和2年9月30日の間に実施される、「人材育成・確保」「働き方改革・職場環境改善」「インターネット等を活用した新たな販路開拓」に関する事業
補助限度額	50万円 ※補助金申請下限額は20万円
補助率	中小企業者：2/3 小規模事業者：3/4
例えばこんな取組に使えます	★従業員のスキルアップのためのeラーニング等を活用した研修を実施する。 ★就職・転職情報サイトへ会社情報を掲載する。 ★サテライトオフィスを試行的に導入する。 ★働き方改革や生産性向上等のコンサルタントを導入する。 ★ECモール等への出店を行う。 ★インターネットを活用したテストマーケティングを行う。など

詳細は滋賀県ホームページをご覧ください。

→

<お問い合わせ・申請書の提出先>

滋賀県商工観光労働部商工政策課企画・イノベーション推進係

〒520-8577 大津市京町4-1-1（県庁東館3階）

TEL: 077-528-3712 FAX: 077-528-4870 MAIL: fa0001@pref.shiga.lg.jp

◇ 手続きの流れ

募集案内



交付申請書提出



交付決定



人材育成・確保に関する事業、働き方改革・職場環境改善に関する事業、インターネット等を活用した新たな販路開拓に関する事業の実施



実績報告書提出・
額の確定



補助金交付

<提出書類> ~5月29日(金)まで

- ・事業計画書(補助事業内容に関する補足説明資料があれば添付)
- ・収支予算書兼補助対象経費積算明細書
- ・役員名簿(法人の場合)
- ・誓約書
- ・会社のパンフレット等
- ・定款の写し
- ・直近期末分の損益計算書および貸借対照表の写し
- ・県税に未納がないことの証明(写し可)

交付申請書等の審査を行い、交付決定の通知をします。

事業実施状況がわかる写真や記録等を残しておいてください。

<提出書類>

- ・事業実施報告書
- ・収支決算書兼補助対象経費支出明細書
- ・その他説明資料等

<提出書類>

- ・補助金交付請求書